

第1回 横浜市税制調査会

< 日 時 > 平成24年7月12日(木) 17:00~19:00

< 場 所 > 市庁舎2階応接室

議 事 次 第

1 開 会

2 副市長あいさつ

3 座長の選任について

4 諮 問

5 議 題

(1) 今後の進め方について

6 その他

7 閉 会

第1回 横浜市税制調査会 資料一覧

【資料1】 横浜市税制調査会運営要綱

【資料2】 ハマの台所事情

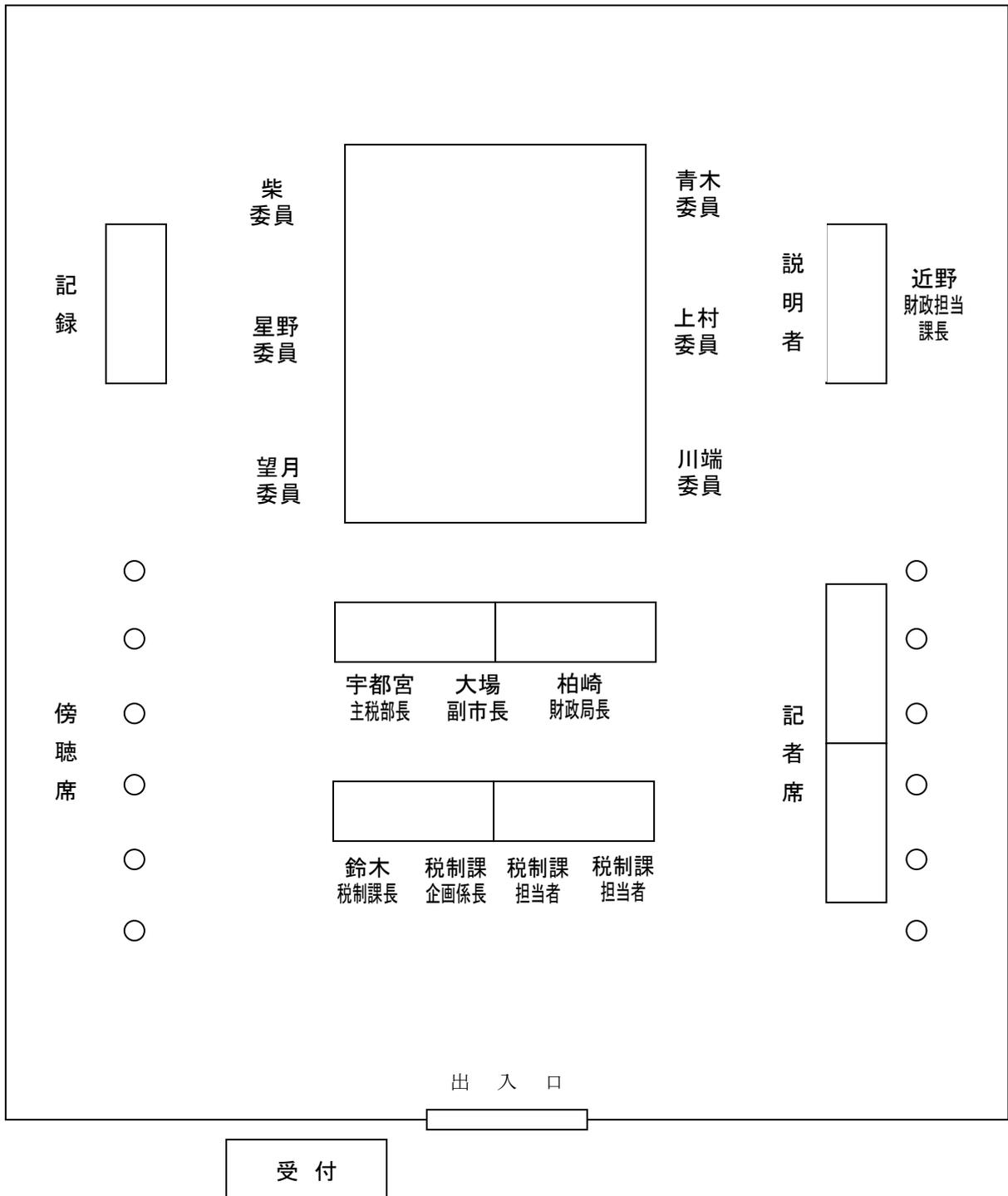
【資料3】 今後の進め方について

【参考資料①】 地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会資料

【参考資料②】 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（指定都市）

【第1回横浜市税制調査会 座席表】

平成 24 年 7 月 12 日(木) 17 時 00 分から 19 時 00 分
市庁舎 2 階 応接室



平成 24 年度 横浜市税制調査会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 等
青 木 宗 明	神奈川県大学 経営学部教授
上 村 雄 彦	横浜市立大学大学院 国際総合科学群教授
川 端 康 之	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科教授
柴 由 花	明海大学 不動産学部准教授
星 野 菜穂子	和光大学 経済経営学部准教授
望 月 正 光	関東学院大学 経済学部教授

横浜市税制調査会運営要綱

制定 平成 24 年 3 月 30 日（局長決裁）

改正 平成 24 年 7 月 12 日（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市税制調査会（以下「調査会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市付属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する調査会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 政策目標実現のための税軽減や超過課税などに関すること
- (2) その他本市の税制に関すること

（委員）

第 3 条 委員は、地方税財政制度に精通し、専門的知識を有する公平な立場にある学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

（臨時委員）

第 4 条 調査会に、特別の事項について調査審議をさせるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとする。

（座長）

第 5 条 調査会に座長を 1 人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、調査会を代表し、会務を掌理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 調査会の会議は、必要のつど座長が招集する。ただし、座長が選出されていないときは、調査会の招集は市長が行う。

- 2 座長は、調査会の会議の議長とする。

- 3 調査会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 調査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、座長の決するところによる。

（部会）

第7条 調査会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、座長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。
- 4 第5条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「座長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

（会議の公開）

第8条 調査会の会議については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、公開するものとする。

- 2 調査会の会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員は、座長が定める。
- 3 会議の傍聴を希望する者は、傍聴の申込をすることとし、定員を超えている場合は、傍聴者を抽選で決定する。

（秩序の維持）

第9条 調査会は、傍聴席を指定するものとする。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、座長が許可した場合はこの限りではない。
- 3 調査会は、危険物を所持している者、酒気を帯びている者その他座長が会議の運営に支障があると認める者の入室を拒否することができる。
- 4 座長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、座長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

（会議の非公開）

第10条 第8条の規定にかかわらず、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条ただし書きの規定により会議の全部又は一部を公開しないこととする場合には、座長が決定するものとする。

- 2 会議を非公開とする場合において、座長は、その指定する者以外の者及び会議を傍聴する者を会場から退去させるものとする。

（意見の聴取等）

第11条 調査会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(パブリックコメント手続の実施)

第12条 横浜市パブリックコメント実施要綱第4条第2項の規定による調査会の答申、報告書等の提出に関するパブリックコメント手続の実施については、座長が調査会に諮って定めるものとする。

(庶務)

第13条 調査会の庶務は、財政局主税部税制課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるほか、調査会の運営に関し必要な事項は、座長が調査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 横浜市税制研究会設置要綱は、廃止する。

附 則 (平成24年7月12日財税制第279号)

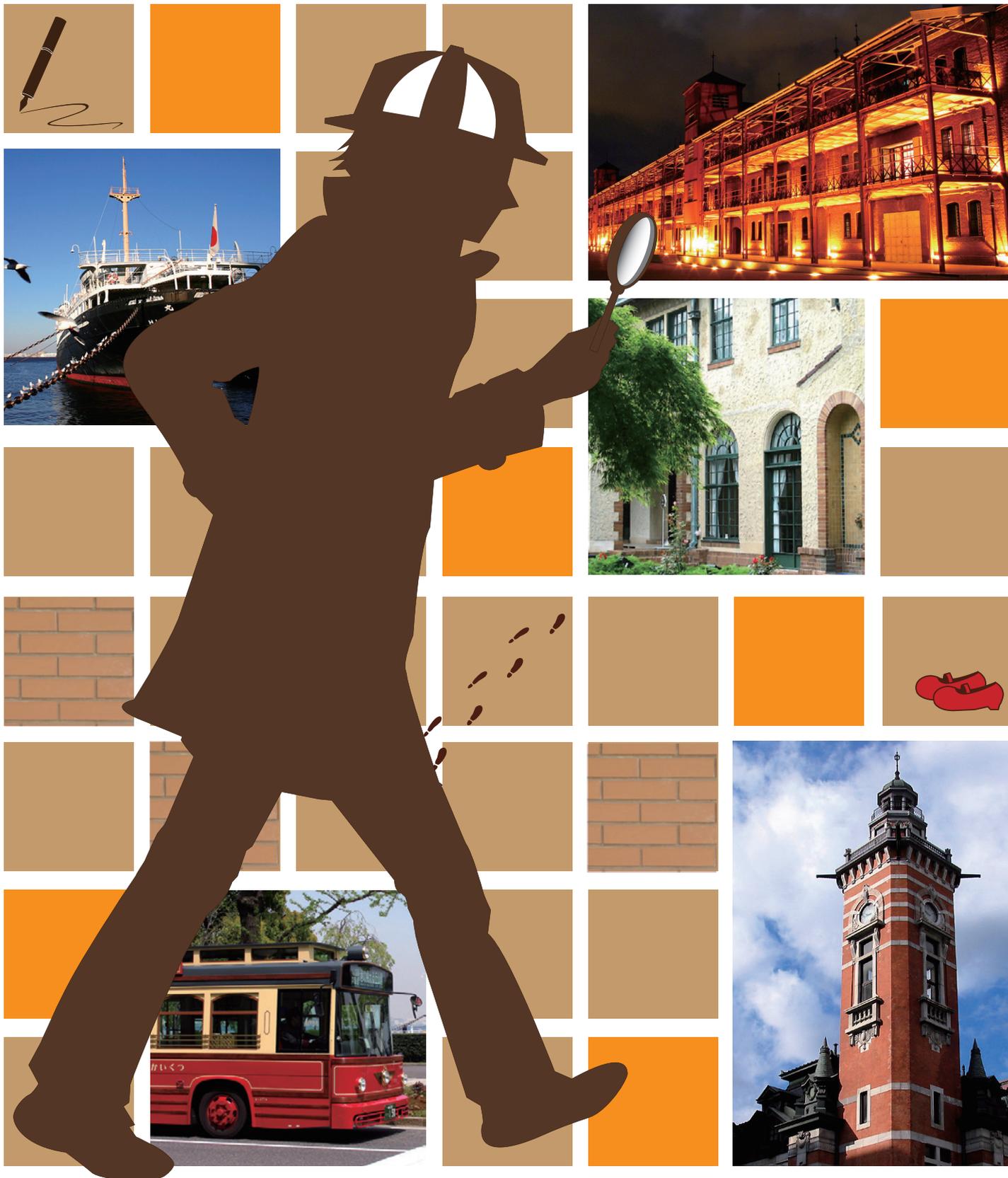
(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月12日から施行する。

ハマの台所事情

平成24年度

横浜の家計簿



市長あいさつ・横浜市データ	01
横浜市の予算	02
一般会計歳出 [支出]	04
歳出の特徴と工夫	06
一般会計歳入 [収入]	08
歳入の特徴と工夫	10
横浜市債	13
宝くじのお買い求めは、横浜市内の売り場で!	14
冊子制作校紹介	15

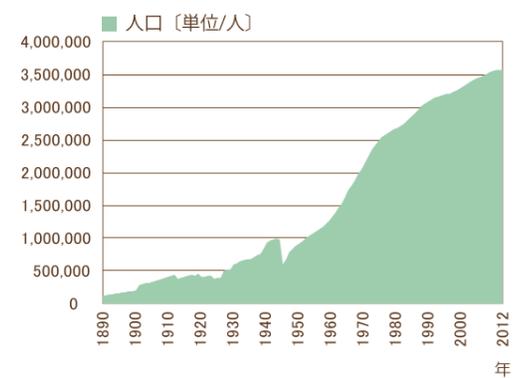
ハマの台所事情 マンガ版

マンガは裏表紙からはじまるよ!

※この冊子の中の表やグラフで使われている数値は、各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

● 横浜市のあゆみ ● mini-information!

- 1859年 (安政6年) ... 横浜港が開港される。
- 1889年 (明治22年) ... 横浜に市政がしかれる。(人口: 116,193人)
- 1927年 (昭和2年) ... 区制を施行する。鶴見・神奈川・中・保土ヶ谷・磯子区が誕生。
- 1956年 (昭和31年) ... 政令指定都市となる。
- 1968年 (昭和43年) ... 人口が200万人を突破する。
- 1985年 (昭和60年) ... 人口が300万人を突破する。
- 1994年 (平成6年) ... 行政区の再編により、現在の18区になる。
- 2002年 (平成14年) ... 人口が350万人を突破する。
- 2012年 (平成24年) ... 人口3,691,240人(平成24年1月1日現在)推計人口(世帯数: 1,595,139戸)



ほかと比べてみると、静岡県(約375万人)と同じくらいです。

面積 434.98 平方キロメートル

ほかと比べてみると、岩手県北上市(437.55 平方キロメートル)と同じくらい、川崎市(144.35 平方キロメートル)の約3倍です。

市長あいさつ

平成24年度の予算は、昨年3月の東日本大震災を踏まえた震災・減災対策に重点を置くとともに、保育所待機児童解消、中小企業支援や商店街振興の充実を図り、市民の皆様の生活の安全・安心をしっかりと守りしていきます。



その上で、厳しい時代にある今こそ、将来の横浜の成長につながる事業に、ダイナミックに投資し、横浜の全ての魅力を最大限に引き出します。そして、一つ一つの政策をしっかりと実行し、市民の皆様にその成果を実感していただく、「成果結実の年」としていきます。

「ハマの台所事情」では、市民の皆様からお預かりした大切な税金をどのように使っていくのか、より分かりやすくお伝えできるよう、デザインを勉強されている学生の皆さんのご協力を得て、工夫を重ねてまいりました。

どうぞ、ご覧いただき、横浜市政に対する理解・ご協力をお願い申し上げます。

横浜市長 林 文子

QUESTION :

各ページに隠された文字をならべかえると、
なにかの言葉になるよ! 答えは12ページ!

横浜市予算

3兆2,905億円

(対前年度 1.6%増)

横浜市の予算は、使い道や収入源の違いから、3つの会計に分かれています。

純計 2兆4,932億円

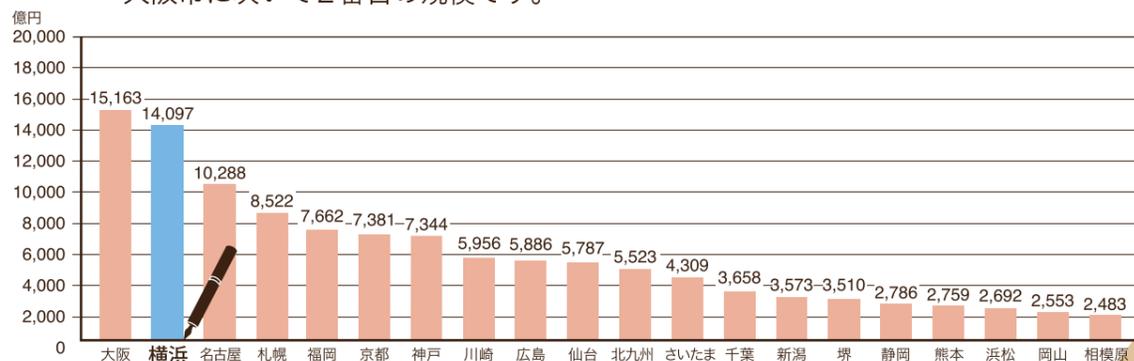
(対前年度 1.7%増)

※会計間でやりとりする重複部分を除いた全会計の予算額

どのくらい違うのか、他の都市と比べてみよう！

他都市比較データ・一般会計予算額

横浜市の24年度一般会計予算総額は、全国20市政令指定都市の中で、大阪市に次いで2番目の規模です。



※大阪市の7月に本格予算を編成するため、骨格予算となっています。

1. 一般会計

1兆4,097億円

(対前年度 1.4%増)

福祉、医療、教育や、道路・公園の整備など基礎的な行政サービスを行う会計です。市税は主にこの一般会計に使われています。

一般会計では前年度を1.4%上回る2年連続のプラス予算となっています。

この冊子では、主に一般会計について説明していきます。

2. 特別会計

1兆3,085億円

(対前年度 5.6%増)

特定の事業を特定の収入によって行い、その収支を明確にするために一般会計から独立させた会計です。

3. 公営企業会計

5,724億円

(対前年度 6.1%減)

地下鉄、バス、水道、病院など、民間企業と同じように、事業で収益をあげて、運営されている会計です。

横浜市には7つの公営企業会計があります。

下水道事業	2,593 億円
埋立事業	472 億円
水道事業	1,210 億円
工業用水道事業	44 億円
自動車事業	255 億円
高速鉄道事業	775 億円
病院事業	374 億円

横浜市には16の特別会計があります。

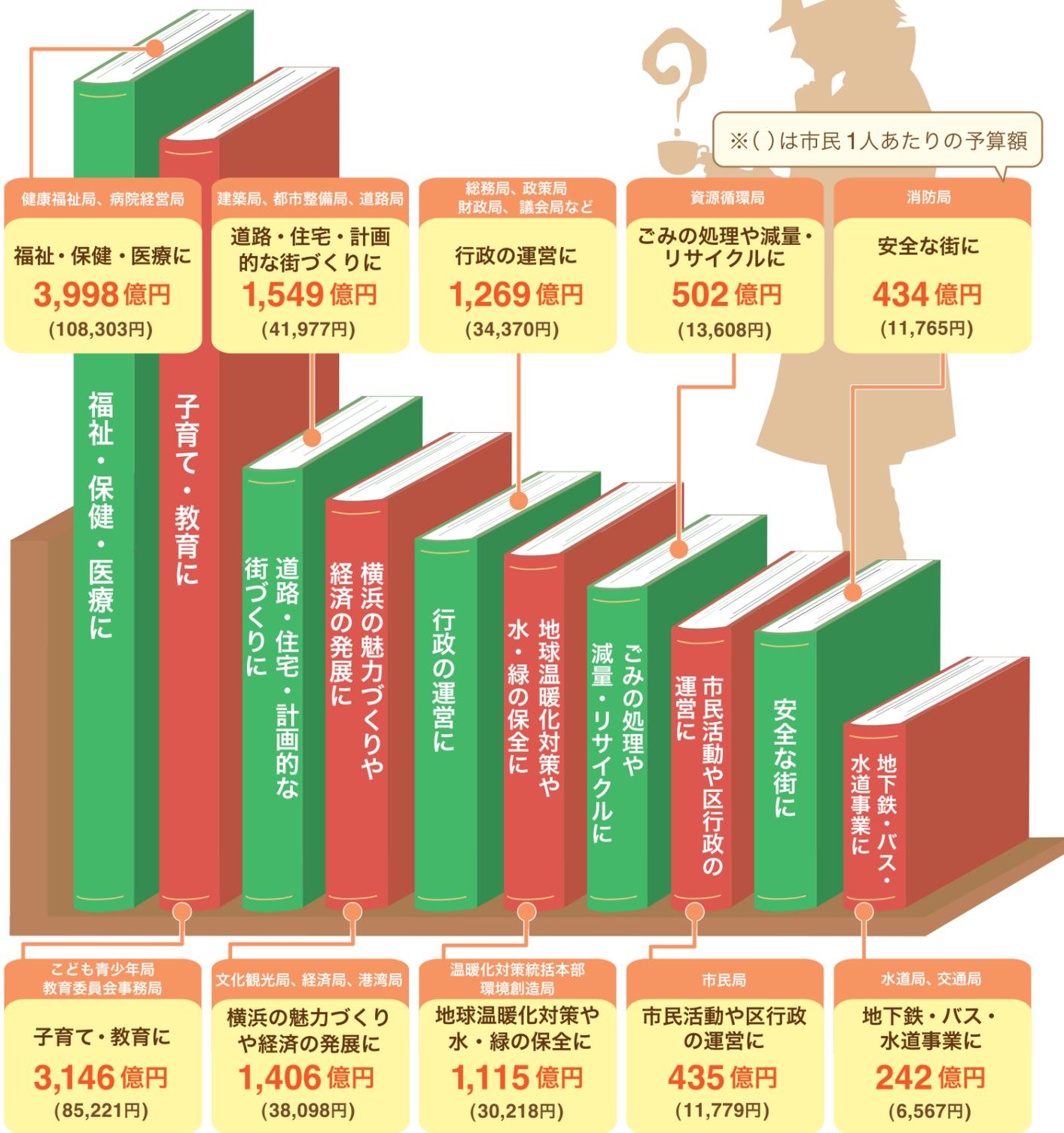
国民健康保険事業費	3,595 億円
介護保険事業費	2,134 億円
後期高齢者医療事業費	631 億円
港湾整備事業費	197 億円
中央卸売市場費	31 億円
中央と畜場費	38 億円
母子寡婦福祉資金	6 億円
勤労者福祉共済事業費	5 億円
公害被害者救済事業費	0.4 億円
市街地開発事業費	296 億円
自動車駐車場事業費	13 億円
新墓園事業費	6 億円
風力発電事業費	0.7 億円
みどり保全創造事業費	161 億円
公共事業用地費	123 億円
市債金	5,848 億円

一般会計歳出〔支出〕

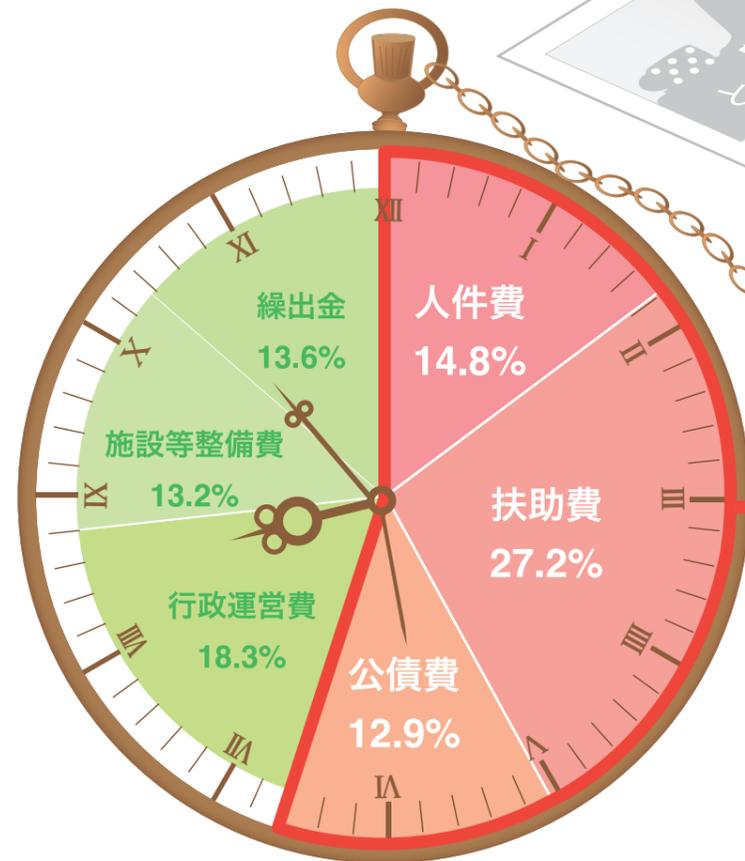
24年度予算の使いみち

子育て支援や福祉を始めとして、ごみの処理や街づくりなど幅広い分野に使われています。

■ 一般会計予算額（目的別）



■ 一般会計予算額（性質別）



一般会計予算額

合計

1兆4,097億円

(381,906円)

※()は市民1人あたりの予算額

義務的経費 54.9%

7,740億円

人件費・補助費・公債費を合わせた、毎年必ず支出が必要となる費用。削減するのが難しいため、この割合が高いほど自由に使えるお金が少なくなる。

自由に使えないお金ってなんだろう？
[< わしくは6ページ >](#)

用語説明

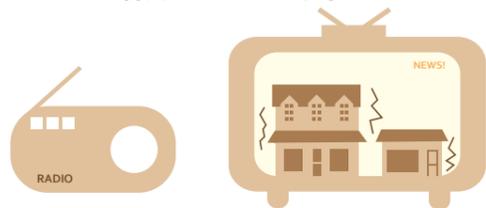
● 人件費	2,085億円	職員の給料や退職金などの費用
● 補助費	3,832億円	児童手当、生活保護、保育所の運営、医療費の援助などの費用
● 公債費	1,824億円	過去の借入金の返済のための費用
● 行政運営費	2,586億円	市民利用施設の運営や市民サービス、中小企業への融資などのほか、庁舎の管理や事務に必要な費用
● 施設等整備費	1,856億円	市民利用施設や道路・公園などの整備や維持修繕に必要な費用
● 繰出金	1,914億円	一般会計から、一定のルールにより特別会計・公営企業会計に支出する費用

歳出の特徴と工夫

24年度に使うお金の特徴

■ 震災対策を早急を実施するための経費を拡大

東日本大震災の発生を受けて、**震災対策のための事業を積極的に行う**ことにしました。建物や橋りょうの耐震対策事業をすすめるためなどの施設等整備費が大幅に増え、対前年度で**11.3%**増加しています。



Q. 震災対策ってたとえば？

A. 耐震対策

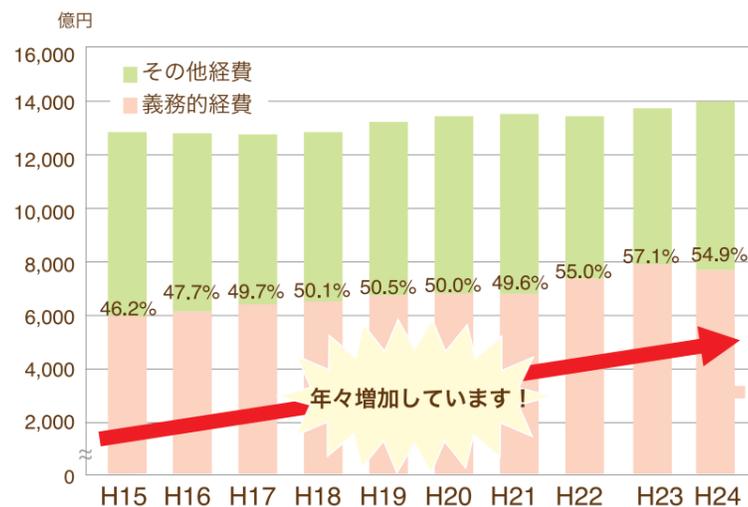
市立学校や市民利用施設、福祉施設などの耐震対策をすすめるほか、木造住宅やマンションの耐震診断・改修への補助などを行います。

危機管理対応力の強化

学校や保育所の給食用食材の検査、放射線量測定など放射線対策の推進や、津波警報伝達システムの整備を行います。

■ 義務的経費は予算全体の54.9%と高い割合

24年度予算では、人件費・扶助費・公債費を合わせた**義務的経費が全体の54.9%**を占めており、引き続き高い割合となっています。なかでも、子育て支援のための事業や、福祉のための事業に使う**扶助費が**高い割合を占めています。



Q. 扶助費ってたとえば？

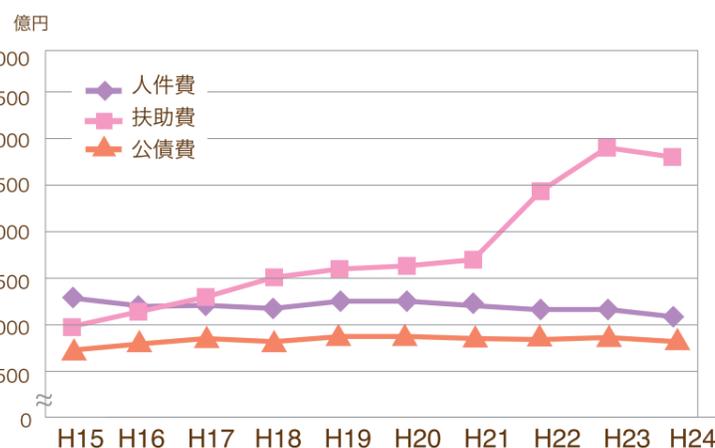
A. 生活保護費

生活に困っている人々に、最低限の生活費を保障しながら自分たちの力で生活できるよう援助します。

保育所の運営

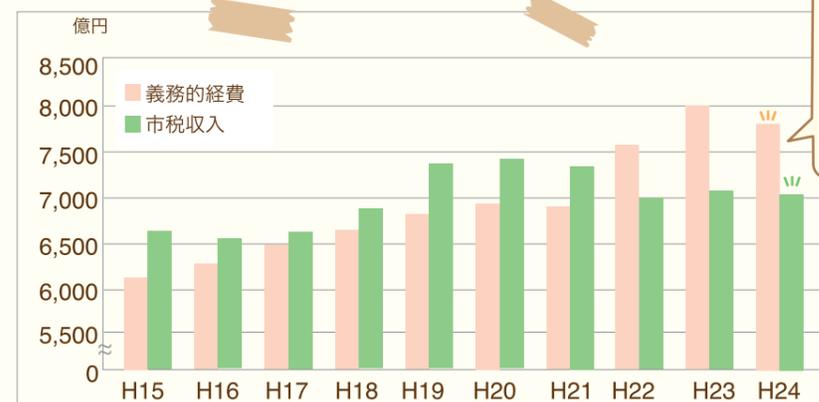
保育が必要な子どものために、保育所を運営します。

※24年度より嘱託員等にかかる給与費の経費別区分について、「扶助費」や「行政運営費」などから「人件費」として変更しています。この変更に伴い、23年度についても区分を変更しています。



■ 気になる参考データ・・・

歳入の中心である市税収入の推移と、歳出の半分以上を占める義務的経費の推移を比較してみました。市税収入がピーク時から減少しているのに対し、義務的経費は増加傾向です。必ず支出しなければいけない経費は年々増えているのに、収入は伸びない厳しい財政状況であることがわかります。



義務的経費が税収を上回っています
義務的経費は、今後も子育て支援や生活保護などの経費の増加が見込まれており、そのことを考えながら財政運営をしなければいけません。

市税収入については
9ページへ！

24年度の歳出をおさえるための工夫

■ 事業の見直し

横浜保育室の運営に県費を導入するなどの取組を行ったほか、各部署が課題に向き合い、市役所内部経費の見直しや民営化・委託化の取組、使用料等の見直しなどに取り組んだ結果、**合計502件、78億円の経費削減**を実現しました。

<これまでの事業見直し効果額の推移(億円)>

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市役所内部経費の削減	145	83	92	149	54	51	40	31	36	13
事業の見直し		99	79	41	30	35	56	91	42	47
受益者負担の適正化	-	4	19	8	6	11	2	0.1	2	18
合計	145	186	190	198	90	97	98	122	80	78

一般会計歳入〔収入〕

一般財源 8,127 億円

市が自由に使いみちを決められるお金

6,961 億円 市税

230 億円 地方交付税

地域ごとの状況の違いによって生じる地方税収の差など調整するため、国から財源が足りない地方公共団体に交付されるお金

91 億円 地方譲与税

いったん国税として徴収してから、市町村などに配分されるお金

516 億円 県税交付金

いったん県税として徴収してから、県内市町村に配分されるお金

30 億円 地方特例交付金

減税など国の施策によって、市税が減収になった分などを補うため、国から交付されるお金

299 億円 その他

宝くじの販売による収入や市の財産の売却・貸付による収入など

660 億円 臨時財政対策債

国が地方交付税として配るお金が足りない分を、市が代わりに借り入れるお金

667 億円 その他市債

道路や公園、市民利用施設などの整備のために借り入れるお金

2,694 億円 国・県支出金

特定の事業に対して、国・県から使いみちを指定して交付されるお金

440 億円 使用料及び手数料

利用者などに負担していただく料金収入
市営住宅や市の施設の使用料など

1,508 億円 その他

中小企業が融資を受けやすくするために金融機関に預けているお金の返還金や、保育料、学校給食費などの特定の事業に関連するお金

一般会計予算額 合計

1兆4,097 億円

市債 1,327 億円

長い間利用される市の施設をつくるためなどに借り入れるお金

特定財源 4,643 億円

使いみちがあらかじめ決められているお金

*市税の内訳

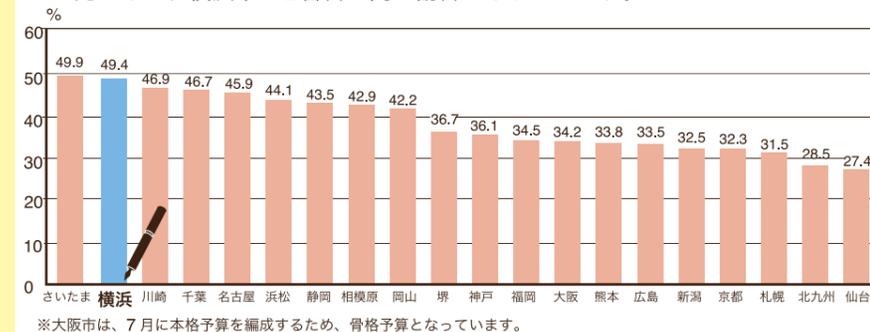
市税とはどんなもので構成されているのか？

市民税	3,396 億円	
個人市民税	2,846 億円	給与収入などに応じて納めていただく住民税
法人市民税	550 億円	市内に事業所がある法人に納めていただく税
固定資産税	2,607 億円	土地や家、ビルなどを持っている方に納めていただく税
都市計画税	544 億円	市街化区域内に土地や家などを持っている方に納めていただく税
市たばこ税	222 億円	タバコを買った方に納めていただく税
事業所税	173 億円	事業を行う法人や個人の方々の事業所に納めていただく税
その他	19 億円	軽自動車等を保有している方に納めていただく税など

どのくらい違うのか、他の都市と比べてみよう！

他都市比較データ・歳入に占める市税収入割合

24年度の歳入に占める市税割合を全国20市政令指定都市と比べると、横浜市は2番目に高い割合になっています。

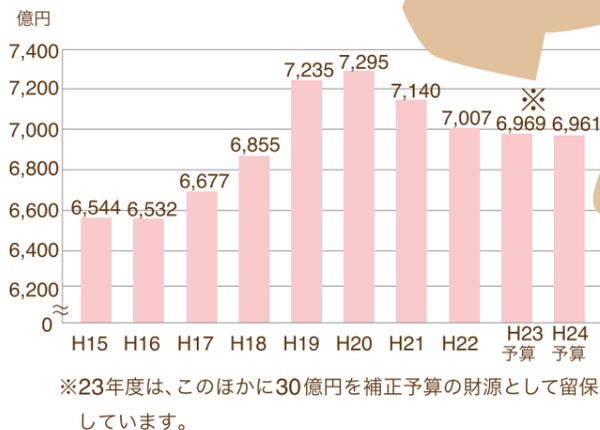


歳入の特徴と工夫

24年度に入ってくるお金の特徴

■市税収入の減少

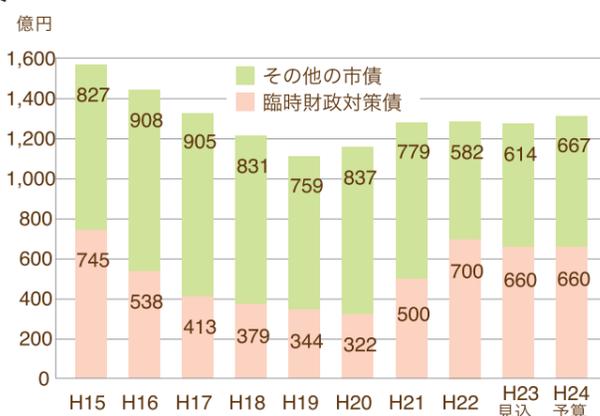
歳入の中心である市税収入を見てみると、24年度は**昨年度と比べて38億円減っています**。ピーク時の20年度と比べると、**334億円も減っているのがわかります**。これに対し、子育て支援のための事業や、福祉のための事業に加え、震災対策を早急を実施していくために必要な支出は今後も増加する見込みであり、引き続き厳しい財政状況です。



24年度の歳出をおさえるための工夫

■防災・減災に向けた対応と財政規律のバランスを考えた市債発行

子どもたちに多額の負担を負わせることなく、緊急的に取り組まなければならない課題を着実にすすめていくため、**一定の財政規律は守りながら市債の発行(借り入れ)を増やし、市民生活や市内経済を守るために活用します**。



■23年度の財源を活用した財源確保

24年度に実施予定だった市立学校の耐震工事などを23年度に前倒しで実施したり、23年度に県から交付される子育て支援事業のための交付金をいったん基金に積み立て、24年度に活用するといった工夫を行い、約135億円の財源を確保しました。

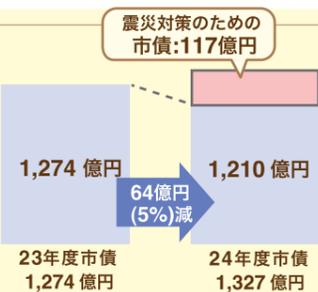
■市内中小企業を守るために「貯金」を活用

市の貯金にあたる「**財政調整基金**」を**10億円**使い、**道路の補修など市内中小企業の仕事の確保につながる事業などに活用します**。

24年度の市債発行額について

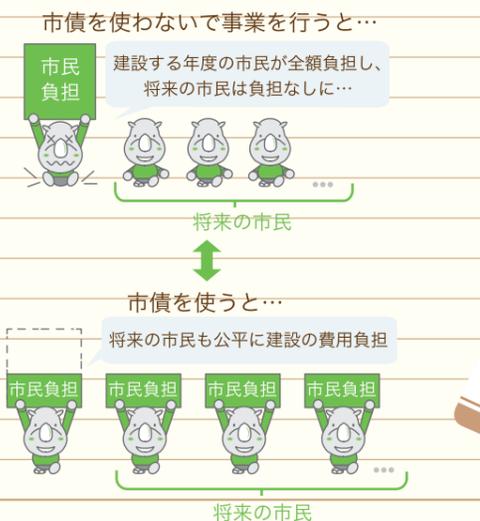
「横浜市中期4か年計画」では、24年度以降、市債発行額を対前年度5%減とすることを目標としていました。しかし、東日本大震災の発生により、施設の耐震化や津波対策など震災対策を早急にすすめる必要が生じました。

そこで、24年度予算では、震災対策以外に使う市債は、計画の目標どおり対前年度5%減に抑えた上で、震災対策に必要な市債を上乗せして発行することにしました。



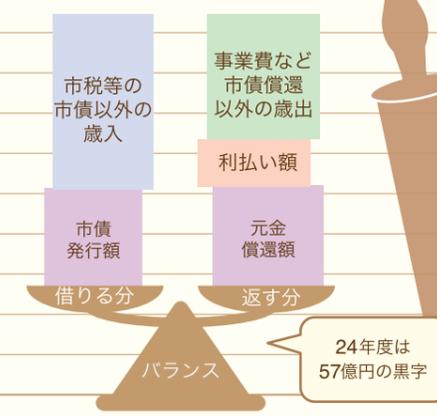
そもそも、どうして市債を発行するの？

地方自治体は、長期間にわたって使われる道路や公園など、公共施設の整備のために、地方債(横浜市の場合は市債)という借金を活用しています。これには、公共施設を利用するすべての世代に、公平にその建設のための費用を負担してもらうという意味があります。加えて、最近は、国が自治体に配る交付税の資金が少なくなり、代わりに自治体が臨時財政対策債という借金をしています。



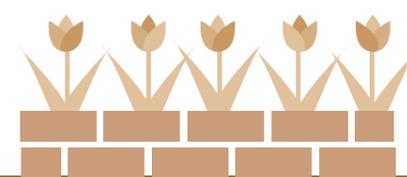
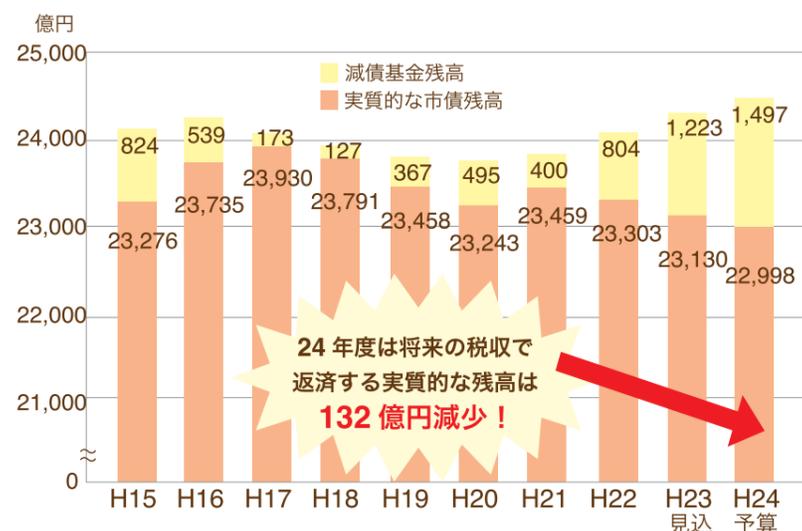
「横浜方式のプライマリーバランス」を維持しています！

横浜市では、実質的な市債残高を確実に減らすため、「市債発行額を、その年度の元金償還予算額の範囲内に抑える」ことを目標に、市債以外の歳入確保と歳出抑制を徹底し、「当該年度の収入で、利払いを含む当該年度の支出をまかなう」ことにしています。この考え方は「利払いを含む」という点で、国のプライマリーバランスより厳しい基準となっています。24年度予算でも、震災対策により市債発行額を増やしながらも、「横浜方式のプライマリーバランス」の黒字はきちんと維持し、財政規律を守った予算としています。



借金返済のための実質的な将来負担は、年々減少しています

新たな市債を発行すれば、借入金の残高は増加します。しかし一方で、将来の借入金返済のために、一定のルールに基づいて積み立てている「減債基金」の残高も、着実に増えています。つまり、市債残高からこの減債基金残高を引いた、将来の税収で返済する実質的な残高は、年々減少しています。



市全体の借入金を管理して、計画的に返済しています

横浜市は、市と関係が深い外郭団体と協力してまちづくりや市民サービスの一部を提供しています。そのため、外郭団体の借入金の中には、市が後で買い取る約束で市の事業用の土地を買ったり、道路や建物などの施設をつくったりするために借り入れたものがあります。

そこで、横浜市が責任をもって返していかなければならない借入金をしっかりと管理するために、14年度に全国の自治体で初めて、外郭団体も含めた市全体の借入金を整理・公表しました。そして、毎年度計画的に返済を行い、市全体の借入金残高の縮減を着実にすすめています。



健全化判断比率（平成22年度決算）

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」といいます。）では、すべての自治体が、前年度の決算を提出した後、「健全化判断比率」と、公営企業会計の「資金不足比率」を公表することとしています。

横浜市は、いずれの比率も、国の定める早期健全化基準を下回っています。

<22年度決算に基づく財政健全化指標>

指標	説明	横浜市の比率 (平成22年度決算)	早期健全化基準 (※1)	財政再生基準 (※2)
健全化判断比率				
実質赤字比率	財政規模に対する一般会計などの赤字の割合	—	11.25%	20.0%
連結実質赤字比率	財政規模に対する全会計の赤字の割合	—	16.25%	35.0%
実質公債費比率	財政規模に対する1年間で支払った借入金返済額などの割合	18.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	財政規模に対する将来市が支払う借入金返済額などの割合	234.4%	400.0%	
資金不足比率	公営企業ごとの事業規模に対する資金不足額の割合	該当なし	20.0% (※3)	

- ※1 1つでもこの基準を上回った場合、自治体の自主的な改善努力を図るため、財政健全化計画を策定する。
- ※2 1つでもこの基準を上回った場合、国の関与による確実な再生を図るため、財政健全化計画を策定する。
- ※3 この基準より上回った場合、経営健全化のための計画を策定する。

ANSWER



横浜市債 ハマ債5

あなたの資金がまちづくりをサポート

- 横浜市債は横浜市が、市民利用施設・公園・道路など、身近な公共施設の整備資金の一部を借り入れるために発行する債券です。
- 利子や、満期日の元本は、横浜市がお支払いします。
- 金利は、償還まで変動のない固定利率です。利払いは年2回に分けて行います。
- ハマ債5は、個人の方や、マンションの管理組合等の任意団体などの皆様にお買い求めいただけます。横浜市外にお住まいの方も購入できます。
- ハマ債5は、10万円から10万円単位でお買い求めいただけます。なお、購入限度額は設定しておりません。

平成24年度市債発行計画

ハマ債5（5年債）

6月、9月、12月、3月に各1回ずつ計4回

※発行計画は発行日の属する予定月を示したものであり、前後する可能性があります。

募集期間（申込期間）はそれより前に設定します。詳細な日程は「広報よこはま」やホームページでお知らせいたします。お買い求めの際は、横浜市役所または取扱金融機関にお問い合わせください。

平成23年度市債発行実績

発行月	H23年6月	H23年9月	H23年12月	H24年3月
年利率	0.50%	0.40%	0.37%	0.35%

※平成23年度の発行条件であり、将来の利率を約束するものではありません。年利率は、税引き前です。

取扱金融機関一覧（平成24年4月現在）

取扱金融機関		
登録金融機関	金融商品取引業	
横浜銀行	野村證券	岡三証券
三菱東京UFJ銀行	みずほ証券	東洋証券
みずほ銀行	大和証券	SMBCフレンド証券
横浜信用金庫	SMBC日興証券	コスモ証券
りそな銀行	三菱UFJモルガン・スタンレー証券	浜銀TT証券
横浜農業協同組合	東海東京証券	楽天証券
三井住友銀行	みずほインベスターズ証券	

中途換金について

金融機関に売却することによって、償還前でも換金することができます。ただし、市債の価格は、市場金利の変動により上下しますので、償還前に売却する場合には、お受取金額が投資元本を割り込むことがあります。

「横浜市債をどうぞ！」



ダブルAマイナス

AA-

債務を履行する能力は非常に高い

横浜市はスタンダード&プアーズから格付けを取得しています。
(平成24年4月現在)

問い合わせ先：横浜市役所財政局財源課市債係 TEL：045-671-2240

HP：http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/sisai/

宝くじのお買い求めは、**横浜市内の売り場**で！

宝くじが市民の皆さまの生活や社会づくりに役立っていることはご存じですか？

実は、横浜市内で販売された宝くじの一定割合が横浜市の収入になっていて、**様々な事業の貴重な財源**として使われています。(平成24年度予算では100億円)

具体的には、現在、横浜市内で販売された宝くじの売上の約40%が「収益金」として、発売元である横浜市の収入となり、約46%が「当せん金(賞金)」として当せん者に支払われています。

横浜市では、宝くじの「収益金」は、子育て安心社会の実現、学校の建設や修繕、文化芸術の振興、地球温暖化対策などの様々な事業の財源として使われています。

宝くじのご購入にあたっては、ぜひ横浜市内でお買い求めください！

あなたに夢を。
街に元気を。

問い合わせ先
横浜市役所財政局財源課市債係 ☎ 045-671-2240
ホームページアドレス <http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/takara/>

宝くじのマスコット
クーちゃん



ゲーム科 3年制
ゲームCGコース
CGアニメーションコース

CG科 3年制
ゲームCGコース
CGアニメーションコース

ミュージック科 2年制
ボーカリスト・プレイヤーコース
DTMコース

Web科 3年制

総合デザイン科 3年制
メディアコース
雑貨・おもちゃコース

グラフィック科 2年制
広告編集コース
イラストコース

キミの「やりたい」を職業にする。

横浜デジタルアーツ専門学校
学校法人 岩崎学園
- デザイン・イラスト・ゲーム・CG・雑貨・おもちゃ・Web・音楽の学校 -
〒222-0033 横浜市港北区新横浜 3-22-17 ☎ 0120-59-1317
| 何でも相談メール imail@iwasaki.ac.jp | Webサイト <http://yda.iwasaki.ac.jp>

今後の進め方について（事務局たたき台）

主な論点

○ 課税自主権の活用上の考え方について

課税自主権の活用について再確認を行う。

例) 手法の観点

- ・ 税率の課税自主権の活用（超過課税、軽減税率）
- ・ 税目の課税自主権の活用（法定外税、法定任意税）
- ・ 課税免除、不均一課税

目的の観点

- ・ 財源確保策としての課税自主権の活用
- ・ 政策誘導策としての課税自主権の活用

○ 住民自治の確立に向けた地方税制度改革に対する横浜市の考え方について

税制を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革する、とされた地方税制度改革に対する横浜市の考え方について

（参考）「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」の検討内容

- ・ 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入
- ・ 法定任意税の取扱い
- ・ 税率の選択の自由拡大のための環境整備
- ・ 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大
- ・ 法定外税の新設・変更への関与の見直し 等

<参考資料① 地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会 資料>

○ 大都市の税制度のあり方について

大都市ならではの課題に対応する今後の税制上の措置のあり方について

例) 事務配分の特例により、指定都市に道府県の事務・権限が移譲されているにもかかわらず、必要な財源について税制上の措置が不十分であることについて

<参考資料② 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（指定都市）>

地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会 開催要綱

1. 趣 旨

税制を通じて住民自治を確立し、地域の自主性・自立性を高めるため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する観点から、抜本的に改革する上での諸課題について検討するため、研究会を開催する。

2. 名 称

本研究会の名称は、「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」（略称「自主・自立税制研究会」という。）とする。

3. 研究項目

自治の原点である「税」に関し、地域の住民が自ら決定し、またその決定について自らが責任を持てる地方税制度の実現に向けた諸課題について検討を行う。

(1) 「自主的な判断」の拡大

地方税法等で定められている過剰な制約を取り除き、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるような仕組みの検討

(2) 「執行の責任」の拡大

地方自治体が課税に当たって納税者である住民と直接向き合う機会を増やすような仕組みの検討

4. 構 成 員

別紙のとおり。

5. 運 営

- (1) 本研究会は、総務省において開催する研究会とする。
- (2) 本研究会に座長を置き、総務大臣があらかじめ指名する。
- (3) 座長は、本研究会を招集する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、あらかじめ座長を代行する者を指名することができる。
- (5) 座長は、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (6) 座長は、必要があると認めるときは、構成員等による実地調査を実施することができる。
- (7) 会議及び資料は原則として公開とし、議事録については、会議の終了後、構成員の確認の上、公表。
- (8) その他、研究会の運営に必要な事項は座長が定める。

6. 庶 務

研究会の庶務は、総務省自治税務局企画課において処理する。

(別紙)

地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会

(略称 「自主・自立税制研究会」) 構成員名簿

座長	うす 碓	い 井	みつ 光	あき 明	(明治大学大学院法務研究科教授)
	あお 青	やま 山	あき 彰	ひさ 久	(「読売新聞」編集委員)
	いし 石	い 井	たか 隆	かず 一	(富山県知事)
	い 井	で 手	えい 英	さく 策	(慶應義塾大学経済学部経済学科准教授)
	うえ 植	た 田	かず 和	ひろ 弘	(京都大学大学院経済学研究科教授)
	きよ 清	はら 原	けい 慶	こ 子	(東京都三鷹市長)
	さくら 櫻	い 井	けい 敬	こ 子	(学習院大学法学部教授)
	さ 佐	とう 藤	ひで 英	あき 明	(慶応義塾大学大学院法務研究科教授)
	ひと 人	ら 羅	ただし 格		(「毎日新聞」論説委員)
	まき 牧	はら 原	いずる 出		(東北大学大学院法学研究科教授)
	もち 持	だ 田	のぶ 信	き 樹	(東京大学大学院経済学研究科教授)
	よこ 横	やま 山	あきら 彰		(中央大学総合政策学部教授)

(敬称略)

具体的な検討項目と主な論点

<「自主的な判断」の拡大>

○ 法定任意軽減措置制度(仮称)の創設

- 地方税法で規定する税負担軽減措置等については、極力廃止した上で、
 - i 一律に全地方団体に適用するもの
 - ii 各地方団体の選択に委ねるもの(法定任意軽減措置)
- に分類するためのメルクマールの策定
- 地方団体の選択の範囲の整理と地方税法の規定例の策定
- 法定任意軽減措置に係る地方財政上の取扱いの検討

○ 法定税の法定任意税化・法定外税化の検討

- 税収が僅少な法定税や法定任意税の取扱いの検討

○ 制限税率の見直し

- 納税者の権利保護や社会経済・他団体への影響等の観点を踏まえた見直しの検討

○ 地方団体の税率等の選択の自由拡大のための環境整備

- 標準税率のあり方や地方交付税制度・地方債制度との関係についての検討

<「執行の責任」の拡大>

○ 法定外税の新設・変更への関与の見直し

- 国が関与を行う意義の整理(国の経済政策との関係の整理)
- 現行の同意要件の見直し
- 国の関与の手続きの見直し

○ 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大

- 地方団体による申告書の受理等を可能にするための制度の検討

大都市財政の実態に即応する 財源の拡充についての要望

(平成 24 年度)

指 定 都 市

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市に移譲されている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

指定都市には、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であるため、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分である。

指定都市の市民は、道府県から移譲された事務（以下「大都市特例事務」という。）について、指定都市から行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は道府県税として納税しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、指定都市の大都市特例事務に係る経費のうち、税制上の措置不足額については、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しを行い、大都市特例税制を創設すべきである。

また、真の分権型社会を実現していく中で、新たに道府県から指定都市に移譲される事務・権限についても、併せて必要な財源についての指定都市への税制上の措置を講ずる必要がある。

受益と負担の関係にねじれ

指定都市の市民は

- ☆ 大都市特例事務に係る行政サービスは「指定都市から受益」
- ★ その負担は「道府県への納税」

大都市特例事務に係る経費は

道府県から指定都市への税源移譲による

税源配分の見直し（大都市特例税制の創設）により措置すべき

（個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲）

大都市特例事務の例示

地方自治法に基づくもの

- | | | | |
|----------------|-------------------|----------|-------------|
| ・児童福祉 | ・民生委員 | ・身体障害者福祉 | ・生活保護 |
| ・行旅病人及び死亡人 | ・社会福祉事業 | ・知的障害者福祉 | ・母子家庭及び寡婦福祉 |
| ・老人福祉 | ・母子保健 | ・障害者自立支援 | ・食品衛生 |
| ・墓地、埋葬等規制 | ・興行場、旅館及び公衆浴場営業規制 | ・結核予防 | ・都市計画 |
| ・精神保健及び精神障害者福祉 | | | |
| ・土地区画整理事業 | ・屋外広告物規制 | | |

個別法に基づくもの

- | | | |
|------------|------------------|-----------|
| ・土木出張所 | ・衛生研究所 | ・定時制高校人件費 |
| ・国、道府県道の管理 | ・道府県費負担教職員の任免、研修 | 等 |

大都市特例事務に係る税制上の措置不足額

(平成23年度予算に基づく概算)

道府県に代わって負担している
大都市特例事務に係る経費
(特例経費一般財源等所要額)

同左税制上の措置

3,538億円

地方自治法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国・道府県道の管理等

2,132億円

税制上の
措置不足額

1,406億円

税制上の措置済額

これに加え、道府県から指定都市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われる場合は、所要額について税制上の措置が必要！！

・道府県費負担教職員給与費 約8,200億円 など
(平成21年度決算をもとに推計)